ものでなければならないこととされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第十条第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合等に対する意見聴取等）

第七条　法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　［略］

二　当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第九条及び第十条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

［２・３　略］

（業務規程で定めるべき記載事項）

第八条　法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であって信用事業等（法第九条の九の三第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。）に係るものをいう。第十四条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。第十一条、第十六条第二項及び第十七条において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［略］

（指定申請書の提出）

第九条　［略］

（指定申請書の添付書類）

第十条　法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十五条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　［略］

ものでなければならないこととされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第九条第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合等に対する意見聴取等）

第六条　［同上］

一　［同上］

二　当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第八条及び第九条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

［２・３　同上］

（業務規程で定めるべき記載事項）

第七条　［同上］

［一～三　同上］

四　苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であって信用事業等（法第九条の九の三第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。）に係るものをいう。第十三条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。第十条、第十五条第二項及び第十六条において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［同上］

（指定申請書の提出）

第八条　［同上］

（指定申請書の添付書類）

第九条　［同上］

一　法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十四条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　［同上］